

# 東日本大震災復興構想会議 発言メモ

(公財) ひょうご震災記念 21世紀研究機構  
理事長 貝原俊民  
(前兵庫県知事)

はじめに

## I 阪神・淡路大震災復興のフレーム

- A 復旧が基本 [資料 1 頁]
  - B 復旧事業の原則 実現可能性、迅速性、合理性 [資料 1～2 頁、4～5 頁]
  - C 復興計画は地方自治体 [資料 1～2 頁、5 頁]
  - D 復興(特定)事業は国の承認 [資料 2 頁]
- [評価] ハード面での復旧は 120%

## II 阪神・淡路大震災復興の主な問題点

- A 潜在的課題未解決
- B 復旧事業の原則と被災者の目線のズレ
- C 国の積極的責任曖昧
- D 官主導復興の限界

## III 創造的復興への課題

- (1) 想定外の被害に対する新たな災害対策
- (2) 日本の将来ビジョン
  - A 構想についての国民的コンセンサス
  - B 政治の国民への強力なメッセージ
  - C 国民的課題についてのグランドデザイン  
(人口減少高齢化社会における教育、福祉、環境、食料、エネルギー、  
経済、地方財政、広域自治機構等の基本政策)

## IV 創造的復興への私見

- A 二つの大震災の教訓は、近代文明が最大の価値をおく「個の自由」と「科学技術」のもつ負の部分を克服すること
- B その解決の基本は、二つの震災時に示した被災者の行動 日本の美質
- C 創造的復興の基本理念は「共生」

## V 復興構想の前に

犠牲者への鎮魂

## 阪神・淡路復興委員会 審議経過

平成7年2月15日設置

代表者	委員長 下河辺 淳
根 拠	「総理府本府組織令」の一部改正 (平成7年2月10日閣議決定)
役 割	内閣総理大臣の諮問に応じて、関係地方公共団体が行う復興事業へ国の支援その他関連行政機関が講ずる復興のための施策に関して総合調整を要する事項の調査審議を行う機関。 諮問に関連する事項について内閣総理大臣に意見を述べる機関。

平成7年2月16日 (第1回会合)

村山内閣総理大臣発言 (要旨)

- ・ 政府としても、地元の自治体と十分連携を取りながら、その他緊急対策について万全の策を取ってきたつもりである。
- ・ 更に救援対策についても一層の充実を図っていかなければならない。
- ・ 被災地域の速やかな復旧と復興というものにやはり全力を挙げて取り組んでいかなければならない。
- ・ 今後とも政府としては、地方公共団体の行う復興事業を強力に支援するとともに、国自身がやらなければならないことについても全力を挙げて取り組んでまいりたい。

平成7年2月24日 (第2回会合)

後藤田特別顧問発言 (抜粋)

「こういう計画を立てるときには、物理的な、しかも社会的な、それと同時に財政的にこれならば何とかみんなで協力すればやれるなというぎりぎりの線を求めて仕事をやってきていただきたい。この線を超すと、これは理想倒れになって出来はしない。そこら辺をひとつ、神戸の町の再興ということで、ただ復旧すればいいというんじゃないから、いろいろなよくするための案が出てくると思いますが、それにはやはり今、言ったように物理的な、しかも財政的な、社会的な限界、そのぎりぎりまでひとつお願いした。そうしないと、後になってできないということがありますから。・・・」

平成7年2月28日 (第3回会合)

- 提言1 復興10カ年計画 (9月を目途)
- 提言2 住宅復興3カ年計画 (3月中を目途)
- 提言3 がれき撤去

平成7年3月10日 (第4回会合)

- 提言4 まちづくり
- 提言5 神戸港復興

平成7年3月23日（第5回会合）

提言6 経済復興と雇用確保

提言7 健康・医療・福祉

平成7年4月24日（第6回会合）

阪神・淡路復興委員会意見

政府・地方公共団体の取組み

平成7年5月22日（第7回会合）

提言8 復興10カ年計画の基本的考え方

復興10カ年計画の基本的考え方について提言する。

1. 復興10カ年計画は、阪神・淡路被災地域の復興の基本となるものであり、県、市、町、がそれぞれに主体的に実現可能性のあるものとして策定することが、原則であること。
2. 復興10カ年計画は、震災の教訓を生かし被災地域の実態と将来ビジョンを基本に、政府が策定中の経済計画等に配慮して策定すること。
3. 策定された復興計画は、国、県、市町の間で調整され、国としても承認しうるものであること。なお、10カ年計画は、長期的な国、県、市町の財政事情にも十分考慮したものであること。
4. 復興計画の策定にあたって、被災住民の意向を反映し、住民の理解と協力を得られるものであること。
5. 復興計画の前期5カ年において、被災地域のおかれた状況の下で、復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策を復興特別事業として位置付けること。
6. 国はこの復興特別事業への取組み方針を明らかにするとともに、その円滑な実施のために特段の措置を講ずること。
7. 復興10カ年計画の策定にあたり、長期的視点から10カ年を通じて復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクトあるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択し、その事業を確定すること。
8. この復興特定事業の選択と確定は、第1次95年7月、第2次96年7月、第3次97年に分け、重要度が高く、実施可能性の高いものから順次明らかにすること。
9. 復興特定事業について、国が助成等の支援を行うもの、地元が独自に実施するものを明確に区分し、国としてもその実施にあたり積極的に必要な措置を講ずること。

平成7年6月12日（第8回会合）

提言9 都市復興

平成7年6月19日（第9回会合）

提言10 交通・情報通信インフラ

平成7年7月18日（第10回会合）

阪神・淡路復興委員会意見（2） [抜粋]

政府は地元で策定された復興10カ年計画を全面的に支援する態度を明らかにするとともに、緊急を要するものから重点的に順次具体的に支援する措置を講ずべきであると考えます。

特に前期5カ年において講ずべき復興特別事業を選定し、平成8年度予算の編成に当たり、積極的な措置を講ずることを期待いたします。

平成7年8月28日（第11回会合）

長期構想、復興特定事業 等

平成7年9月 5日（第12回会合）

阪神・淡路復興委員会意見（3）

長期構想

平成7年10月10日（第13回会合）

提言11 復興特定事業（戦略的プロジェクト・復興のシンボルプロジェクト

- （1）上海・長江交易促進プロジェクト
- （2）ヘルスケアパークプロジェクト
- （3）新産業構造形成プロジェクト
- （4）阪神・淡路大震災記念プロジェクト

平成7年10月30日（第14回会合）

村山内閣総理大臣発言（要旨）

- ・ 政府としては、皆様方の御意見や御提言を真摯に受け止めて、できるだけ可能な限り施策に反映するように努力してきたつもりだ。
- ・ この内閣の一つの大きな課題として、阪神・淡路地域の復興がある。同時に、その復興が単に阪神・淡路地域の復興だけではなくて、日本の安全な国土をつくるという意味からも貴重に学ぶべきものがあつたというふうに考えている。そういう面も含め、これからの施策の上に大いに反映させていきたい。
- ・ 皆様方の貴重な御意見や御提言を更に踏まえて、これからも全力を挙げて阪神・淡路地域の復興については地元自治体と協力し合って取り組んでいきたい。

## 阪神・淡路復興対策本部

平成7年2月24日設置

代表者	本部長 村山 富一
根 拠	阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」 (平成7年2月24日施行)
役 割	関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる復興のための施策に関する総合調整を行う機関。

平成7年4月28日

阪神・淡路地域の復興に向けての考え方と当面の講ずべき施策（本部決定） [抜粋]

5,500人を超える犠牲者と甚大な被害をもたらした今回の地震の発生から100日を経過した。今回の震災の被害の甚大さにかんがみ、これまで国は被災地域の日も早い復旧・復興をめざし、被災者・関係地方公共団体を支援するため、国の果たすべき役割分担を認識し、財政上の措置（国庫補助の特例、地方財政措置の特例、補正予算の編成等）、税制上の措置（税制上の特例措置）、金融措置（政府系金融機関による政策金融の拡充等）、規制緩和（規制緩和のための特例措置）等、国の取りうる政策手段を最大限活用して、所要の16の法律の整備を含む思い切った施策を講じてきたところである。

これまでの応急・復旧施策に加え、今後は、国・県・市町を通じ復興のための本格的な取組が必要となる。

県からは復興計画の基本構想が示され、政府は14日決定した緊急円高・経済対策において、復旧・復興施策を可能な限り盛り込んだ補正予算を編成することとしたところである。また、24日には阪神・淡路復興委員会から復興に向け政府の取り組むべき当面の施策についてご意見をいただいたところである。

このような状況の下で、政府として今後講ずべき施策について検討を重ねてきたが、地震発生以来講じてきた応急・復旧施策を引き続き積極的に推進するとともに、復旧・復興施策についても当面必要となる施策を可能な限り講ずることとし、以下でその内容を示した。

これらの施策については、できるだけ早期の実施を図ることとする。

なお、以下には、今次震災の教訓から必要となった一般的な防災対策のうち、早期に実施を予定しているものについても参考として示している。

- 1 被災地における生活の平常化支援
- 2 がれき処理
- 3 二次災害防止対策
- 4 港湾機能の早期回復等
- 5 早期インフラ整備
- 6 耐震性の向上対策等
- 7 住宅対策
- 8 市街地の整備等

- 9 雇用の維持・失業の防止等
- 10 保健・医療・福祉の充実
- 11 文教施設の早期本格復旧等
- 12 農林水産関係施設の復旧等
- 13 経済の復興
- 14 復旧・復興を円滑に進めるための横断的施策
- 15 地域の安全と円滑な交通流の確保
- 16 防災対策

平成7年7月28日

**阪神・淡路地域の復興についての取組方針（本部決定）** [抜粋]

地元兵庫県は、このほど、被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復旧・復興を目指して2005年を目標とする復興計画を策定した。この復興計画は、地元が主体となりとりまとめたもので、復興に向けて広範な分野の課題に応え、総合的に、実施すべき施策をまとめたものとなっている。

なお、復興計画には、既に実施中のもの、計画中のもの、構想中のもの等種々の事業が盛り込まれているので、計画を実施していくに当たっては、国・県・市町・民間の各事業主体が相互に連絡をとって、全体として円滑な執行が図られるよう個々の事業の着手・進捗等について十分に調整していく必要がある。

阪神・淡路復興委員会は、復興計画について審議を重ね、7月18日に同委員会意見が政府に提出された。

政府としては、この意見を踏まえ、復興計画の実現を最大限支援することとする。

復興計画の実現に当たって、政府は、緊急を要するものから順次、重点的に、具体的支援措置を講ずることとする。特に、復興計画に盛り込まれた復興事業のうち、復興計画の前期5カ年において、被災地域のおかれた状況の下で、復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策を復興特別事業として位置づけ、その円滑な実施に必要な特段の措置を講じ、それら事業の着実な実施に全力を注ぐこととする。